

2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の補充に関する訓令を次のように定める。

昭和30年12月28日

防衛庁長官 船 田 中

2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官並びに自衛官候補生の募集及び採用に関する訓令

改正	昭和31年8月1日庁訓第51号	平成14年3月18日庁訓第4号
	昭和32年8月6日庁訓第45号	平成15年6月26日庁訓第55号
	昭和33年4月25日庁訓第23号	平成17年3月31日庁訓第44号
	昭和34年12月1日庁訓第65号	平成18年7月28日庁訓第83号
	昭和37年3月1日庁訓第13号	平成18年10月13日庁訓第103号
	昭和38年4月19日庁訓第17号	平成19年1月5日庁訓第1号
	昭和42年4月28日庁訓第5号	平成20年3月25日省訓第12号
	昭和43年7月19日庁訓第28号	平成21年3月26日省訓第17号
	昭和45年6月18日庁訓第26号	平成25年3月22日省訓第16号
	昭和48年10月9日庁訓第45号	平成30年9月27日省訓第40号
	昭和50年4月10日庁訓第23号	令和元年6月20日省訓第8号
	昭和51年12月3日庁訓第37号	令和2年4月20日省訓第28号
	昭和57年4月30日庁訓第19号	令和2年8月28日省訓第54号
	平成元年3月4日庁訓第6号	令和2年12月28日省訓第67号
	平成2年4月7日庁訓第11号	令和3年3月25日省訓第13号
	平成5年3月23日庁訓第7号	令和4年2月15日省訓第2号
	平成10年3月19日庁訓第7号	令和6年7月1日省訓第275号
	平成12年3月31日庁訓第48号	

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 募集業務及び採用業務の分担（第3条―第6条）
- 第3章 募集業務及び採用業務
 - 第1節 通則（第7条―第8条の2）
 - 第2節 募集業務
 - 第1款 募集計画（第9条―第16条）
 - 第2款 広報（第17条―第19条）
 - 第3款 志願手続（第20条―第24条）
 - 第4款 試験（第25条―第34条）
 - 第3節 採用業務（第35条―第40条）
 - 第4節 報告（第41条―第43条の2）
- 第4章 自衛官候補生への準用（第44条）
- 第5章 雑則（第45条・第46条）
- 附則
 - 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第25条第1項第1号及び第2項並びに第36条の規定に基づき、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集業務及び採用業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集業務 募集に関する計画、広報及び志願受付並びに試験を行うことをいう。
- (2) 採用業務 採用に関する計画、採用予定者に対する通知、入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を行うことをいう。
- (3) 募集管轄地域 方面総監が募集業務を担当すべき区域をいい、当該区域は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第14条に規定する警備区域とする。
- (4) 募集担当区域 地方協力本部長が募集業務を担当すべき区域をいい、当該区域は、令第48条第2項に規定する自衛隊地方協力本部の担当区域とする。
- (5) 募集年度 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (6) 募集期 募集年度を各採用時期に応じて区分した期間をいう。
- (7) 2等陸士 令第114条から第117条までの規定により採用することとされた2等陸士の階級の自衛官（陸曹候補者たるものを除く。）をいう。
- (8) 2等海士 令第118条の規定により採用することとされた2等海士の階級の自衛官（海曹候補者たるものを除く。）をいう。
- (9) 2等空士 令第118条の規定により採用することとされた2等空士の階級の自衛官（空曹候補者たるものを除く。）をいう。
- (10) 自衛官候補生 令第114条から第117条までの規定により採用することとされた陸上自衛隊の自衛官候補生並びに令第118条の規定により採用することとされた海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生をいう。

第2章 募集業務及び採用業務の分担

(陸上幕僚長の行う業務)

第3条 陸上幕僚長は、2等陸士、2等海士及び2等空士に関し、防衛大臣が、毎募集年度初めに定める年度募集計画に基き、それぞれ当該募集年度又は募集期における募集業務及び採用業務を計画し、及びこれに関して方面総監に指示する。この場合において、陸上幕僚長は、2等海士又は2等空士に係る募集業務及び採用業務に関しては、それぞれ海上幕僚長又は航空幕僚長に協議しなければならない。

(方面総監の行う業務)

第4条 方面総監は、陸上幕僚長の定める計画及び指示に基き、その募集管轄地域内における募集業務及び採用業務の実施を計画し、これを地方協力本部長に指示する。

- 2 方面総監は、この訓令に定める募集業務及び採用業務について、募集管轄地域に所在する防衛大臣直轄部隊等の長を指揮監督する。
- 3 方面総監は、この訓令に定める募集業務及び採用業務について、その隷下部隊等の長又は前項により指揮監督する防衛大臣直轄部隊等の長を指定して地方協力本部長を支援させるものとする。

(地方協力本部長の行う業務)

第5条 地方協力本部長は、方面総監の定める計画及びその指示に基き、募集担当区域の都道府県知事及び市町村長に連絡したうえ、募集担当区域内の募集業務及び採用業務（入隊時における身体検査の実施及び採用者の決定を除く。）を実施する。

第6条 削 除

第3章 募集業務及び採用業務

第1節 通 則

(補充業務の通則)

第7条 募集業務及び採用業務実施のため、募集年度ごとにそれぞれ数回の募集期を設ける。

- 2 各募集期は、募集年度当初に防衛大臣が定める。
- 3 志願受付は、常時行う。
- 4 試験及び採用の時期は、年度募集計画において定めるところによる。

(応募資格)

第8条 2等陸士、2等海士及び2等空士の応募資格を有する者は、日本国籍を有する者で次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 規則第25条第1項第1号に規定する年齢であること。
 - (2) 規則第26条第1項に規定する学力を有すること。
 - (3) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 2 前項第1号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の1日とする。ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。

第8条の2 自衛官候補生の応募資格を有する者は、日本国籍を有する者で次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 規則第25条第2項に規定する年齢であること。
 - (2) 前条第1項第2号に規定する学力を有すること。
 - (3) 前条第1項第3号に規定する者であること。
- 2 前項第1号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の1日とする。ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。

第2節 募集業務

第1款 募集計画

(各年度の募集の計画)

第9条 陸上幕僚長は、防衛大臣の定める年度募集計画に基き、当該募集年度における募集業務に関し、次に掲げる事項を方面総監に指示する。

- (1) 年度の採用予定人員
- (2) 各募集期の区分
- (3) 各募集期ごとの採用人員概数及び採用予定期日
- (4) その他必要な事項

(各募集期の募集計画)

第10条 陸上幕僚長は、募集期ごとに当該年度における募集計画に基き、当該募集期における募集業務に関し、次に掲げる事項を募集期の募集開始おおむね1月前に方面総監に指示する。

- (1) 採用予定人員
- (2) 募集管轄地域ごとの採用目標数及び募集目標数
- (3) 募集管轄地域ごとの仮合格者数又は仮合格者選抜の基準
- (4) 募集日程
- (5) その他必要な事項

(方面総監の募集実施の計画)

第11条 方面総監は、第9条及び前条により陸上幕僚長が定める計画に基き、それぞれ第9条及び前条の例により、各年度の募集実施の計画にあつてはすみやかに、各募集期の募集実施の計画にあつては各募集期の募集開始おおむね3週間前に、これを地方協力本部長に指示する。

(採用目標数及び募集目標数)

第12条 陸上幕僚長及び方面総監は、前3条の規定により採用目標数及び募集目標数を定めるにあたっては、各募集管轄地域及び各募集担当区域の状況を考慮して行なうものとする。

(募集日程)

第13条 第10条及び第11条の規定により陸上幕僚長及び方面総監が募集日程を定めるにあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 特に募集広報を実施する期間
- (2) 試験実施期間
- (3) 採用予定期日

(試験期日及び試験場)

第14条 方面総監は、地方協力本部長をして、陸上幕僚長の指示する試験実施期間の範囲内で、募集担当区域ごとに、その実情に適した試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項について、担当区域の都道府県知事と協議させるものとする。

2 前項の試験場については、地方協力本部長は、方面総監の指示に基き、その募集担当区域の地積の大小、交通の便否及び志願者数並びに試験のため配分された経費等を考慮のうえ、都道府県知事と協議するものとする。

3 試験場は、できる限り自衛隊の施設を使用する。

(都道府県知事等との調整)

第15条 方面総監及び地方協力本部長は、募集業務を円滑に実施するため、都道府県知事、市町村長、公共職業安定所長、高等学校長その他必要な関係者と調整を図るよう努めなければならない。

(都道府県募集連絡会議)

第16条 方面総監は、募集業務に関し、自衛隊と都道府県との連絡の円滑を図るため、都道府県募集連絡会議を行うものとする。

第2款 広報

(募集広報の実施)

第17条 陸上幕僚長は、募集年度を通じて募集広報を実施するものとする。

(関係機関等の連絡)

第18条 方面総監及び地方協力本部長は、募集広報を行うにあたっては、官公署、学校、報道機関、協力諸団体等と連絡して、その協力が得られるようにするものとする。

(都道府県知事及び市町村長の行う広報宣伝に対する資料等の提供)

第19条 方面総監及び地方協力本部長は、都道府県知事及び市町村長が適切な広報宣伝を行うことができるように、募集広報資料、資材等を提供するものとする。

第3款 志願手続

(採用案内及び志願票)

第20条 陸上幕僚長又は方面総監は、募集を行うにあたっては、採用案内及び志願票を作成し、これを地方協力本部長に送付するものとし、送付を受けた地方協力本部長は、採用案内及び志願票を都道府県知事及び市町村長に送付するものとする。

2 採用案内には、おおむね、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応募資格
- (2) 採用予定人員
- (3) 任用階級及び待遇並びに任用期間
- (4) 募集日程
- (5) 志願手続
- (6) 試験要領
- (7) 採用予定者の決定及び通知

(8) 自衛隊の任務と職種・職域の紹介事項

(9) その他必要な事項

3 志願票の様式は、別紙第1（自衛官候補生については、別紙第1の2）のとおりとする。

（志願票の提出及び受理）

第21条 地方協力本部長は、志願者が志願するに当たっては、当該志願者の現住所を管轄する市町村長に対し、志願票1通を提出させるものとする。

2 地方協力本部長は、志願者が志願票を地方協力本部に提出したときは、当該志願者の現住所を管轄する市町村長に対し、当該志願者の氏名、現住所その他必要な事項を通知するものとする。

3 部隊等の長は、志願者が志願票を地方協力本部以外の自衛隊の部隊等に提出したときは、当該志願者の現住所を募集担当地域とする地方協力本部長に対し、当該志願票を送付するものとする。この場合において、当該地方協力本部長は、市町村長に対し、前項の規定に準じて当該志願者の氏名、現住所その他必要な事項を通知するものとする。前項の規定に準じて当該志願者の氏名、現住所その他必要な事項を通知するものとする。

第22条 削 除

（地方協力本部の行う志願票の整理）

第23条 地方協力本部長は、送付又は提出された志願票を各試験場ごとに区分し、受付月日及び受験番号を記入するとともに、志願者受付名簿により整理する。

2 志願者受付名簿の様式は、別紙第2のとおりとする。

（受験票交付）

第24条 地方協力本部長は、第21条の規定により志願票の提出があった場合には、市町村長に対し、志願者に受験票を交付するよう依頼するものとする。

2 受験票の様式は、別紙第3（自衛官候補生については、別紙第3の2）のとおりとする。

第4款 試 験

（試験の方法）

第25条 試験の方法は、筆記試験、身体検査、口述試験、適性検査及び経歴評定とする。

（試験場の準備）

第26条 試験場は、試験実施に支障のないように、試験実施の前日までに準備を完了しなければならない。

2 試験場には、受付所、受験者控所、X線室、筆記試験場、身体検査場その他所要の設備を備えるものとする。ただし、X線室の設備を備えることができない場合は、もよりのX線撮影施設を利用することができる。

（試験班の編成）

第27条 地方協力本部長は、方面総監の指示により、試験班を編成する。

2 地方協力本部長は、前項の試験班の編成にあたっては、自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第50号）第10条に定める当該地方協力本部を援助する部隊等の長に、必要とする隊員及び資材の差出しを求めるものとする。

3 試験班の編成基準は、1日の受験人員150名の場合、おおむね次のとおりとし、受験人員の多少により適宜増減するものとする。

試験班長	3 佐 又 は 1 尉	1 名
試験官	1 、 2 、 3 尉	3 名
助手	准尉、曹、士長等	3 名
身体検査判定官		1 名
身体検査官		5 名
身体検査助手	衛生業務に従事する准尉、曹及び士長等	1 2 名

X線技術者
計

1名
26名

4 試験班長、試験官、助手及び身体検査助手は、事務官等をもつてあてることができる。
5 第3項の身体検査判定官、身体検査官、身体検査助手及びX線技術者は、次のとおりとする。

- (1) 身体検査判定官は、陸上幕僚長又は方面総監が指定した医官のうちからあてるものとする。
- (2) 身体検査官は、医官又は歯科医官をもつてあて、そのうち4名は、内科（X線撮影に堪能なる者）・眼科・耳鼻いんこう科及び歯科の専門医官でなければならない。
- (3) 身体検査助手のうち、計測及び諸検査に従事する者は、その業務の遂行に必要な訓練を経たものでなければならない。
- (4) 身体検査官又はX線技術者が隊員のうちから得られない場合には、部外者をあてることができる。

(筆記試験)

第28条 筆記試験は、2等陸士、2等海士及び2等空士としての必要な学力を判定するため、規則第26条第1項及び第2項に規定するところにより実施するものとし、試験問題は、陸上幕僚長又は陸上幕僚長の定める基準により方面総監が作成する。

(身体検査)

第29条 身体検査は、自衛官として必要な身体的条件を具備しているか否かを判定するために、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号。以下「身体検査の訓令」という。）に定めるところにより適正に実施しなければならない。

(口述試験)

第30条 口述試験は、その人物が自衛官として適するか否かを評定するために、受験者に面接して行う。

(適性検査)

第31条 適性検査は、2等陸士、2等海士及び2等空士としての必要な心理的適性を判定するため、別に定めるもののほか陸上幕僚長の定めるところにより実施するものとする。

(経歴評定)

第31条の2 経歴評定は、自衛官としての職務に直接有用な知識又は技能を修得していることを評定するため、陸上幕僚長の定めるところにより行うものとする。

(試験成績等の取扱)

第32条 受験者個々の試験成績及び選抜事情については、その取扱に充分注意し、職務上必要とする場合のほか、これを他に漏らしてはいけない。

- 2 前項の規定にかかわらず、身体検査判定官は、病気のため不合格になった受験者で、その者の病気が不治であるもの及びその者の病気がなおつても将来身体検査に合格する見込がないと認められるものに対しては、その旨を本人に直接教示するものとし、その他の受験者で療養等の必要があると認められるものに対してはその療養等に関し助言することができる。

(選抜方法)

第33条 採用候補者の選抜は、筆記試験、身体検査、口述試験、適性検査及び経歴評定の結果を総合して行うものとする。

(採用候補者の決定及び通知)

第34条 地方協力本部長は、試験を終了したときには、方面総監から指示された採用候補者数又は採用候補者選抜基準により、採用候補者を決定し、採用候補者名簿を作成するとともに、採用候補者に対して採用候補者名簿記載通知を行うものとする。

- 2 採用候補者名簿の様式は、別紙第4のとおりとする。
- 3 採用候補者名簿記載通知書の様式は、別紙第5（自衛官候補生については、別紙第5の2）のとおりとする。

第3節 採用業務

（陸上幕僚長の行う採用業務）

第35条 陸上幕僚長は、採用期日の1箇月前までに、次の各号に掲げる事項を計画し、これを方面総監に指示する。

- (1) 募集管轄地域ごとの採用人員
- (2) 2等陸士については、募集管轄地域外の教育団、教育連隊又は教育大隊において教育すべき者の数並びにその採用及び移動の要領
- (3) 入隊期日
- (4) その他必要な事項

2 募集管轄地域外の教育団、教育連隊又は教育大隊において教育する2等陸士の採用予定者は、通常当該募集管轄地域内の部隊等に入隊させ、入隊後教育を受ける部隊に移動させるよう計画するものとする。

（方面総監の行う採用計画）

第36条 方面総監は、前条の指示に基づき、募集担当区域ごとの採用人員、入隊期日、入隊部隊別採用人員の配分並びに2等陸士を入隊後に教育のため募集管轄地域外の教育団、教育連隊又は教育大隊に移動させる場合の人員数及び移動の要領等必要な事項を計画し、これを地方協力本部長及び入隊部隊等の長に指示又は通報する。

2 方面総監は、2等陸士を募集管轄地域外の教育団、教育連隊又は教育大隊に移動させる場合には、関係方面総監との連絡を密にしなければならない。

3 入隊部隊等は、2等陸士については教育団、教育連隊又は教育大隊、2等海士については教育隊、2等空士については航空教育隊とする。ただし、前条第1項の指示において特に示された場合はこの限りでない。

（採用予定者等の決定及び通知）

第37条 地方協力本部長は、指示された採用人員数に基き、当該募集担当区域内の採用候補者の中から採用予定者を決定するとともに、採用予定者に対して、採用予定日のおおむね2週間前までに採用予定通知を行うものとする。

2 採用予定通知書の様式は、別紙第6（自衛官候補生については別紙第6の2）のとおりとする。

3 採用予定者以外の者に対しては、通知しない。

（採用予定者に関する通報）

第38条 地方協力本部長は、教育を受ける部隊ごとに採用予定者名簿を作成して、志願票、試験成績表等を添えて採用予定者が教育を受ける部隊の長に送付するものとする。この場合において、採用予定者が教育を受ける部隊以外の部隊に入隊する場合には、入隊部隊の長に対しても採用予定者名簿を送付するものとする。

2 地方協力本部長は、採用予定者の氏名を採用予定者の現住所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するものとする。採用予定者であつて採用されなかったものがある場合には、その者の氏名を同様に通報するものとする。

3 採用予定者名簿の様式は、別紙第7のとおりとする。

（出頭した採用予定者に対する身体検査等）

第39条 出頭した採用予定者に対しては、入隊部隊の長（陸上自衛隊にあつては、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長）は、身体検査の訓令に定める身体検査を行ない、その合否を決定し、不合格者は即日帰郷させるものとする。

2 入隊部隊の長は、採用者の決定後直ちに、採用予定者名簿に採用予定者の出頭不参の別、身体検査の合否その他必要な事項を注記して、地方協力本部長に返送しなければならない

らない。

(採用保留者に対する措置)

第40条 採用候補者のうち採用人員の都合により採用できなかつた者については、第34条に規定する採用候補者の決定を行った日から起算して3年間、関係書類を整理保管し、その間における採用を考慮することができる。

第4節 報告

(地方協力本部長の行う報告)

第41条 地方協力本部長は、募集業務に関し、方面総監の定めるところにより次の各号に掲げる事項を方面総監に報告しなければならない。

(1) 志願者数

(2) 試験状況

(3) 募集状況

(入隊部隊の長の行う報告又は通報)

第42条 入隊部隊の長は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、入隊状況をそれぞれ順序を経て、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に報告するとともに地方協力本部長に通報しなければならない。

(方面総監の行う報告)

第43条 方面総監は、募集業務に関し、陸上幕僚長の定めるところにより次の各号に掲げる事項を陸上幕僚長に報告しなければならない。

(1) 志願者数

(2) 試験状況

(3) 募集状況

(防衛大臣への報告及び幕僚長相互間の通報)

第43条の2 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長は、前2条による報告の要旨をそれぞれ防衛大臣に報告するとともに、他の幕僚長に通報するものとする。

第4章 自衛官候補生への準用

第44条 この訓令(第2条、第8条、第8条の2、第20条第3項、第24条第2項、第34条第3項及び第37条第2項を除く。)の規定は、自衛官候補生について準用する。この場合において、第28条及び第31条中「2等陸士、2等海士及び2等空士」とあるのは「自衛官候補生」と、第35条第1項第2号並びに第36条第2項及び第3項中「2等陸士」とあるのは「自衛官候補生(陸上自衛隊の自衛官候補生に限る。)」と、同項中「2等海士」とあるのは「自衛官候補生(海上自衛隊の自衛官候補生に限る。)」と、「2等空士」とあるのは「自衛官候補生(航空自衛隊の自衛官候補生に限る。)」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(旅費の支給)

第45条 志願者の受験のための旅費は、支給しない。

2 採用予定者の部隊に出頭するための旅費及び採用予定者で任用されなかつた者に対する帰郷旅費は、支給する。

(委任規定)

第46条 この訓令の実施に必要な事項は、陸上幕僚長が定める。ただし、2等海士又は自衛官候補生(海上自衛隊の自衛官候補生に限る。)に係る事項について定める場合は海上幕僚長に、2等空士又は自衛官候補生(航空自衛隊の自衛官候補生に限る。)に係る事項について定める場合は航空幕僚長に協議しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和31年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、別に長官の定める日から施行し、それまでの間は、なお従前の例による。

2 当分の間、第8条第1項第3号中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定に該当しない者」とあるのは、「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定に該当しない者及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者」とする。

3 第37条の規定による採用予定通知を受けた採用予定者であつて、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））に起因して第8条の2第2項ただし書に規定する要件を満たさなくなつたものについては、当分の間、同項ただし書の規定にかかわらず、同条第1項第1号の応募資格年齢の計算期日は、採用予定月の1日とすることができる。

附 則（昭和31年8月1日庁訓第51号）

この訓令は、昭和31年8月1日から施行する。

附 則（昭和32年8月6日庁訓第45号）

この訓令は、昭和31年8月6日から施行する。

附 則（昭和33年4月25日庁訓第23号）

この訓令は、昭和33年6月1日から施行する。

附 則（昭和34年12月1日庁訓第65号）

この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和37年3月1日庁訓第13号）

この訓令は、昭和37年3月1日から施行する。

附 則（昭和38年4月19日庁訓第17号）

この訓令は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月28日庁訓第5号）

この訓令は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則（昭和43年7月19日庁訓第28号）

この訓令は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月18日庁訓第26号）（抄）

1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則（昭和48年10月9日庁訓第45号）

この訓令は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月10日庁訓第23号）

この訓令は、昭和50年4月10日から施行する。

附 則（昭和51年12月3日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成2年4月7日庁訓第11号）（抄）

1 この訓令は、平成2年4月7日から施行する。

附 則（平成5年3月23日庁訓第7号）（抄）

1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月19日庁訓第7号）

1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際、現に存する改正前の別紙第1様式については、当分の間、所要の修正を加えた上で使用することができる。

附 則（平成12年3月31日庁訓第48号）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に存するこの訓令による改正前の2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令別紙第1、自衛隊貸費学生規則別表第1、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1、即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1については、当分の間、所要の修正を加えた上で使用することができる。

附 則（平成14年3月18日庁訓第4号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成15年6月26日庁訓第55号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日庁訓第44号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に存するこの訓令による改正前の自衛隊貸費学生規則別表第1、2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令別紙第1、予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1による用紙については、当分の間、所要の修正を加えた上で使用することができる。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成25年3月22日省訓第16号）（抄）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成30年9月27日省訓第40号）

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年4月20日省訓第28号）

この訓令は、令和2年4月27日から施行する。

附 則（令和2年12月28日防衛省訓令第67号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条（防衛省所管物品管理取扱規則別記様式第34及び別記様式第43の改正規定に限る。）の規定 令和3年1月1日

(2) 第4条、第8条、第51条、第67条（演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱別記第3号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）及び第80条（防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第29号様式及び別記第35号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）の規定 令和3年4月1日

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月25日省訓第13号）

この訓令は、令和3年3月25日から施行する。

附 則（令和4年2月15日省訓第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日省訓第275号）

この訓令は、令和6年7月18日から施行する。

別紙第1 (第20条関係)

頭文字		2等陸・海・空士 志願票												
ふりがな 氏名								男 女	写真 (1)次のような写真を、その裏面に氏名及び募集種目を記入し、はがれないようにはってください。 ・申込前6か月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの (2)写真をはっていない場合、又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。		受 付	地方協力本部名	
	生年月日 (和暦) 年月日 (満歳) 職業							年月撮影					受験番号	
志願区分		第1希望	陸上 海上 航空			※各希望のうち1つを○で囲むこと。				年月日				
特 資 格 免 許											指 定 試 験 場			
ふりがな 現住所 郵便番号 方 電話番号(携帯可) () メールアドレス(連絡希望者)													
ふりがな 家族等連絡先	氏名.....続柄.....住所.....方 電話番号() 郵便番号													
学 歴	学校名	部 科 名	所在地(市町村名まで記入)				在学期間	修学区分(○)						
							年月~年月	卒・卒見・中退						
							年月~年月	卒・卒見・中退						
							年月~年月	卒・卒見・中退						
							年月~年月	卒・卒見・中退						
職 歴 [新しい順 に自家営 業及び自 衛隊歴を 含み記入]	勤務先(留課まで)	職務内容		所在地(市町村名まで記入)			在職期間							
							年月~年月							
							年月~年月							
							年月~年月							
							年月~年月							
過去の自衛官等受験の有・無		自衛隊員(退職者を含む。)記入欄												
なし		現 職					退 職							
あり	種別	年月	所 属	駐屯地等	階級(級)	認(個)番	年月	最終所属	階級(級)	認(個)番				
<p>私は、2等陸・海・空士採用試験を受験したいので申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日</p> <p>氏名(自筆)</p>														

注：記入上の注意

- 1 青又は黒インク(ボールペン可)で本人が楷書ではっきりと記入してください。
- 2 二重線内は、記入しないでください。
- 3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
- 4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙第1の2 (第20条関係)

自衛官候補生 志願票												
頭文字												
ふりがな					男 女	写真 (1) 次のような写真を、その裏面に氏名及び募集種目を記入し、はがれないようにはってください。 ・ 申込前6か月以内撮影 ・ 脱帽、上半身、正面向き ・ 縦4cm、横3cm程度 ・ 本人と確認できるもの (2) 写真をはっていない場合、又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。		地方協力本部名				
氏名								受験番号				
生年月日	(和暦)	年	月	日	職業			年月日				
志願区分	第1希望	陸上 海上 航空			※各希望のうち1つを○で囲むこと。							
	第2希望	陸上 海上 航空 なし										
	第3希望	陸上 海上 航空 なし										
特 技 資 格 免 許												
ふりがな	郵便番号											
現住所	方											
	電話番号(携帯可) ()											
	メールアドレス(連絡希望者)											
ふりがな	氏名											
家族等連絡先	続柄											
	住所											
	方											
	電話番号 ()											
	郵便番号											
学 歴	学校名	部 科 名	所在地 (市町村名まで記入)				在 学 期 間	修学区分 (○)				
							年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退				
							年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退				
							年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退				
							年 月 ~ 年 月	卒・卒見・中退				
職 歴 〔新しい順に自家営業及び自衛隊歴を含み記入〕	勤務先 (留課まで)	職務内容			所在地 (市町村名まで記入)				在 職 期 間			
									年 月 ~ 年 月			
									年 月 ~ 年 月			
									年 月 ~ 年 月			
									年 月 ~ 年 月			
過去の自衛官等受験の有・無		自衛隊員 (退職者を含む。) 記入欄										
なし		現 職					退 職					
あり	種 別	年 月	所 属	駐屯地等	階級(級)	認(個)番	年 月	最終所属	階級(級)	認(個)番		
<p>私は、自衛官候補生採用試験を受験したいので申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日</p> <p>氏名(自筆) _____</p>												

注：記入上の注意

- 1 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
- 2 二重線内は、記入しないでください。
- 3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
- 4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙第2 (第23条関係)

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

志願者受付名簿 担当地方協力本部名

受付 月日	受付 番号	希 望 別			氏 名	住 所	年 齢	学 歴	職 業	備 考
		第1	第2	第3						

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する

(表)

自 衛 隊 受 験 票				
応募種別				
受験番号		受付地方 協力本部		写 真 志願票と同じ ものをはり付 ける。 縦4×横3cm
氏 名				
試 験 場				
試 験 日 時				

(裏)

<p><u>受 験 上 の 注 意</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この票を持参しない者は、試験場には入れません。 2 当日は試験開始30分前までに試験場に到着し、受付にこの票を提示してください。 3 この票は試験時間中、机の上に置いてください。 4 試験場では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない者は、退場させることがあります。

備考：用紙は、日本工業規格A列6番とし、横長に使用する。

(表)

自衛官候補生受験票			
応募種別			
受験番号		受付地方 協力本部	<p>写 真</p> <p>志願票と同じ ものを貼り付 ける。</p> <p>縦4×横3cm</p>
氏 名			
試 験 場			
試 験 日 時			

(裏)

<u>受 験 上 の 注 意</u>
1 この票を持参しない者は、試験場には入れません。
2 当日は試験開始30分前までに試験場に到着し、受付にこの票を提示してください。
3 この票は試験時間中、机の上に置いてください。
4 試験場では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない者は、退場させることがあります。

備考：用紙は、日本工業規格A列6番とし、横長に使用する。

別紙第4 (第34条関係)

年 月 日
地方協力本部長

採用候補者名簿(有効期間：年月日)

整理番号	受験番号	採用順位	希望別	氏名	試験成績					備考	
					筆記	作文	口述	経歴	身体		

1 試験成績の評定要領

- (1) 筆記試験は、30点満点として受験者の得点を記入する。
- (2) 作文は、優、良、可の区分により受験者の判定区分を記入する。
- (3) 口述試験は、採否判定区分 (㊟特に採用したい、A採用したい、B必要あれば採用) により受験者の判定区分を記入する。
- (4) 経歴評定は、受験者の保有する資格について評定し得点を記入する。
- (5) 身体検査は、身体検査判定官の判定区分 (A合格基準に達する者であって持久力を要する隊務に耐えうると認められるもの、B合格基準に達する者であって隊務を支障なく遂行しうると認められるもの、㊟身体検査時において不合格疾患を有するが入隊までに治ゆると認められるもの) により受験者の判定区分を記入する。

2 摘要欄には採用にあたり参考となる事項を記入する。

3 用紙は、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙第5（第34条関係）

受験番号：

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

採用候補者名簿記載通知書

あなたは、令和 年度自衛官2等陸・海・空士採用試験の結果、採用候補者となり、採用候補者名簿に記載されましたので通知します。

採用候補者名簿の有効期間は、令和 年 月 日までとなります。

今後、採用候補者名簿の中から順次、「採用予定通知書」を送付します。

なお、採用候補者名簿の有効期間内であったとしても、採用予定月の末日までに33歳に達する場合は、採用予定月の前月の末日が、採用可能な期間の最終日となりますので、同日を超えた場合は採用することができません。

別紙第5の2（第34条関係）

受験番号：

殿

自衛隊〇〇地方協力本部長

採用候補者名簿記載通知書

あなたは、令和 年度自衛官候補生採用試験の結果、採用候補者となり、採用候補者名簿に記載されましたので通知します。

採用候補者名簿の有効期間は、令和 年 月 日までとなります。

今後、採用候補者名簿の中から順次、「採用予定通知書」を送付します。

なお、採用候補者名簿の有効期間内であったとしても、採用予定月の末日までに33歳に達する場合は、採用予定月の前月の末日が、採用可能な期間の最終日となりますので、同日を超えた場合は採用することができません。

別紙第6（第37条関係）

採用予定通知書

令和 年 月 日

殿

所在地

地方協力本部長

あなたは、自衛官(2等陸士、2等海士、2等空士)の採用予定者と決定しましたので、下記により入隊して下さい。

記

通 知 番 号	
入 隊 日 時	
入 隊 部 隊	所 在 地
	部 隊 名
教 育 を 受 け る 部 隊	所 在 地
	部 隊 名
<p>1 この通知書を受領後速やかに、下欄の受領書を切り取り、入隊する部隊に持参又は郵送して下さい。</p> <p>2 入隊の際は、この通知書を持参し、入隊部隊の受付に出して下さい。</p> <p>3 入隊部隊到着後直ちに身体検査が行われ、身体検査に合格した者が入隊者となります。身体検査で簡単に治らない病気等が発見されたときには、採用されないことがあります。</p> <p>4 入隊者には、入隊後居住地から入隊部隊までの実費旅費が支給されます。入隊時の身体検査に不合格となり、採用されなかった者は、居住地から入隊部隊までの実費往復旅費が支給されます。</p> <p>5 今回採用に応じなかった場合でも、採用候補者名簿が失効するまでは採用候補者名簿から削除されません。採用候補者名簿が失効する日までに採用を希望する場合は、採用候補者名簿が失効する日までに、再度実施する口述試験及び身体検査に合格して、入隊に係る所要の手続を終える必要がありますので、担当の自衛隊地方協力本部に速やかに御連絡ください。</p> <p>..... 切 取 線</p> <p style="text-align: center;">採 用 予 定 通 知 受 領 書</p> <p>(入隊部隊長) 殿</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 通知番号 () 氏名</p> <p>1 私は、採用予定通知書のとおり入隊します。</p> <p>2 私は、次の理由で入隊しません。</p> <p>理由 _____</p> <p>該当条項に○印をつけ、入隊しないときはその理由を書いて下さい。</p> <p>3 私の頭の回りは (cm)、身長は (cm)、体重は (kg)、靴の大きさは (cm) です。</p> <p>4 私は、入隊日前の宿舎のあつせんを希望します。(宿泊日 月 日、宿泊人員 名)</p> <p>(注) 切取線から切り取り、本紙に所要のことを記入して、入隊部隊に至急持参又は郵送して下さい。</p>	

通知番号の頭に地方協力本部名を記入すること。(例東京 100)

別紙第6の2（第37条関係）

採用予定通知書

令和 年 月 日

殿

所在地

地方協力本部長

あなたは、自衛官候補生の採用予定者と決定しましたので、下記により入隊して下さい。

記

通 知 番 号		
入 隊 日 時		
入 隊 部 隊	所 在 地	
	部 隊 名	
教 育 を 受 け る 部 隊	所 在 地	
	部 隊 名	
<p>1 この通知書を受領後速やかに、下欄の受領書を切り取り、入隊する部隊に持参又は郵送して下さい。</p> <p>2 入隊の際は、この通知書を持参し、入隊部隊の受付に出してください。</p> <p>3 入隊部隊到着後直ちに身体検査が行われ、身体検査に合格した者が入隊者となります。身体検査で簡単に治らない病気等が発見されたときには、採用されないことがあります。</p> <p>4 入隊者には、入隊後居住地から入隊部隊までの実費旅費が支給されます。入隊時の身体検査に不合格となり、採用されなかった者は、居住地から入隊部隊までの実費往復旅費が支給されます。</p> <p>5 今回採用に応じなかった場合でも、採用候補者名簿が失効するまでは採用候補者名簿から削除されません。採用候補者名簿が失効する日までに採用を希望する場合は、採用候補者名簿が失効する日までに、再度実施する口述試験及び身体検査に合格して、入隊に係る所要の手続を終える必要がありますので、担当の自衛隊地方協力本部に速やかに御連絡ください。</p> <p>..... 切 取 線</p> <p style="text-align: center;">採 用 予 定 通 知 受 領 書</p> <p>(入隊部隊長) 殿</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 通知番号 () 氏名</p> <p>1 私は、採用予定通知書のとおり入隊します。</p> <p>2 私は、次の理由で入隊しません。 理由 _____ 該当条項に○印をつけ、入隊しないときはその理由を書いて下さい。</p> <p>3 私の頭の回りは (cm)、身長は (cm)、体重は (kg)、靴の大きさは (cm) です。</p> <p>4 私は、入隊日前の宿舍のあつせんを希望します。(宿泊日 月 日、宿泊人員 名)</p> <p>(注) 切取線から切り取り、本紙に所要のことを記入して、入隊部隊に至急持参又は郵送して下さい。</p>		

通知番号の頭に地方協力本部名を記入すること。(例東京 100)

別紙第7 (第38条関係)

採用予定者名簿

年 月 日調製
地方協力本部名

地方協 力本部 名	通知番号	氏 名	生年月日	現 住 所	学 歴	職 業	備 考

←1.5→ ←1.5→ ← 3.0 → ←1.5→ ← 6.0 → ←1.5→ ←1.5→ ←1.5→

注：用紙は、日本工業規格A列4番使用のこと。

単位はセンチメートル

